建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月25日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

1　処分をした年月日　令和７年２月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エコ・ロハスジャパン株式会社　矢塚　寿昌　東京都渋谷区恵比寿南１－２－８雨宮ビル５階　国土交通大臣（般－１）第27720号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年２月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月25日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

1　処分をした年月日　令和７年２月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＲＫ　福田　廉太郎　東京都江戸川区瑞江２－５－16　国土交通大臣（般－２）第28053号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年２月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月25日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

1　処分をした年月日　令和７年２月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エムズフロンティア　植木　堅氏　東京都江東区枝川２－８－４　国土交通大臣（特－５）第27356号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年２月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間